

株式会社ECS行動計画(第4回)

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2023年10月1日～2028年9月30日までの5年間

2 内容

目標1 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2024年3月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知
- 2024年4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2 年次有給休暇の取得について、社員一人当たり年間平均10日以上とする。

<対策>

- 2023年12月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2024年2月～ 社内検討会での検討開始
- 2024年3月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2024年4月～ 社内アンケートで計画休暇の予定と取得状況をまとめるなど、取得促進のための取組の開始

目標3 2027年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり月平均10時間未満とする

- 2024年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 2024年5月～ 社内検討会を開始し、管理職を対象とした意識改革研修を実施
- 2024年6月～ 社内報などによる社員への周知
- 2024年12月～ 定期的に各部署における問題点を再検討し対策を行う

目標 4 若年者に対するインターンシップ等の就業体験の提供を行い、採用機会の確保と職業訓練の推進を行う。

<対策>

- 2024年5月～ 受け入れ体制について検討開始
- 2024年6月～ 受け入れ部署への説明及び体制作りと、関係行政機関、学校との連携
- 2024年8月～ インターンシップの受入開始
- 2024年12月～ インターンシップ対象者へのアンケートと、その効果測定を実施